

## 食物アレルギーの対応について

与那原町立学校給食センターにおいては、食物アレルギーの（除去食・代替食）の対応は行っておりません。毎月発行する献立表および詳細献立表をご確認ください。

※食物アレルギーの判断は、専門医による診断をもとに行うこととなっています。

食物アレルギーの不安があるお子様は、入学前に医師及び学校との相談を行ってください。

※牛乳アレルギーによる飲み物の代替えは、お茶を選択することができます。

（学校長宛に給食停止（再開）届の提出が必要です。また、給食停止（再開）届は毎年度申請が必要になりますのでご注意ください。）

## 学校給食費のお知らせ

1. 学校給食費（4月～翌年3月のうち8月を除く11月が納付月です。）  
小学生 1人につき5,200円／月（57,200円／年※）  
中学生 1人につき5,800円／月（63,800円／年※）



### 2. 給食費の納付方法

給食費の支払い方法は、原則口座振替となっております。お申込み方法は以下の3点ございます。

#### ①指定金融機関での申請

各学校又は与那原町教育委員会学校教育課（与那原町役場二階②番）の窓口で「口座振替依頼書」を受け取り、ご記入の上、令和8年3月6日（金）までに以下の指定金融機関のうち、口座振替ご利用希望の金融機関にてお手続きください

※指定金融機関

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合
- ・郵便局は局指定の様式にて申請（振込先：与那原町会計管理者 02030-3-25594）

#### ②ペイジーでの申請

学校給食費の口座登録には、その場で簡単に約5分以内で登録できる「ペイジー」を使用します。「ペイジー」で登録をご希望される方は、別添①の「与那原町入金口座振替依頼書（ペイジーポート振替受付サービス用）」をご記入いただき、キャッシュカードとともにご持参のうえ、与那原町役場2階②番窓口にて、令和8年3月6日（金）までにお手続きください。

※指定金融機関

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・ゆうちょ銀行

### ③インターネットでの申請

与那原町ホームページより、学校給食費の口座振替登録が可能です。お客様情報及び口座情報をご入力し、申請をお願いします。なお、誤った情報を入力されると引き落としができません。必ずご確認の上申請をお願いします。令和8年3月6日(金)までにお手続きください。

下記 URL より申請が可能です。

「与那原町 口座振替の Web 申請」

(<https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/soshiki/15/7721.html>)

※登録可能な金融機関

- ・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行

※納付期限（口座振替日）

- ・毎月 10 日（ただし4月は15日引き落としとなります。また、8月は除きます）
- ・振替日が土、日、祝祭日の場合は翌営業日となります。

※ご兄弟がいて、すでに口座振替をされている場合、手続きは不要です（ご兄弟分に追加して口座振替いたします。）

※口座振替の登録が出来なかった方には、4月上旬に年間分の納付書と口座振替申込書を送付いたします。最寄りの金融機関でお支払いの上、早急に口座振替のお手続きをお願いします。

### 3. 督促手数料・遅延損害金について

指定納付期限までに納付確認ができない場合には督促状を送付します。督促状が発送されると、督促手数料 100 円が加算されます。

また、納付期限を過ぎ滞納すると、年 3% の遅延損害金が加算されます。滞納期間が長くなるにつれ、遅延損害金の額も日ごとに増えていますのでご注意ください。

お問い合わせ：与那原町教育委員会 学校教育課 TEL：945-2361

### ホームページのご案内

給食センターのホームページでは、毎月の予定献立表や給食だより、詳細献立表、食材変更などのお知らせを掲載しています。また、毎日の給食写真を載せた給食日記も公開していますので、お子様がどんな給食を食べているのかチェックしてみてください！



## 【アクセス方法】

下記の方法からアクセスしてください。

- ① 与那原町公式 LINE に「給食」と送信する。
- ② 「与那原給食センター」でインターネット検索
- ③ 下記 QR コードを読み取る。

